

# 南部町町勢要覧作成業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣 旨

この要領は、南部町町勢要覧作成業務の委託先の選定にあたり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 委託業務の概要等

- (1) 業 務 企委第 27 号 合併 20 周年記念南部町町政要覧作成業務
- (2) 業務概要 町政要覧冊子、要覧用封筒、データ作成
- (3) 納入期限 令和 8 年 8 月 20 日 (木)
- (4) 納入場所 南部町役場企画財政課
- (5) 委 託 料 令和 7 年度から令和 8 年度までの 2 年間で 4,950,000 円 (消費税込み。) を上限とする。(各年度の支払額 令和 7 年度：6 割 令和 8 年度：4 割)

## 3 参加資格

本プロポーザルの参加者に必要な資格 (以下「参加資格」という。) は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 南部町入札参加者名簿 (物品・役務) に登録され、指名停止の処分を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人である場合は、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。個人である場合は、所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (5) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、暴力団員でないこと又はその統制下にある者でないこと。
- (6) 過去 5 年間に、本業務と同種又は類似業務について、国又は地方自治体等と契約し、完了した実績があること。

#### 4 スケジュール

項 目	期 日
(1) 公募の開始	令和7年6月16日(月)
(2) 質疑の受付	令和7年6月16日(月)から 令和7年6月25日(水)まで
(3) 質疑に対する回答	令和7年6月27日(金)まで
(4) 参加申請の受付	令和7年7月2日(水)まで
(5) 参加確認書の送付	令和7年7月4日(金) 予定
(6) 企画提案書の受付	令和7年7月15日(火)まで
(7) 選考審査会	令和7年7月23日(水) 予定
(8) 審査結果の通知	令和7年7月24日(木) 予定
(9) 契約の締結	令和7年7月30日(水) 予定

#### 5 募集の手順

(1) 公募の開始【令和7年6月16日(月)】

本業務に係る特記仕様書及びプロポーザル実施要領等は、南部町ホームページからダウンロードすること。 <https://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/page/8916.html>

(2) 質疑の受付【令和7年6月25日(水)まで】

本業務及びプロポーザルに関する質疑は、質疑回答書(様式1)により、FAX又は電子メールにより送信すること。

FAX 0178-38-5980

メールアドレス kikaku@town.aomori-nanbu.lg.jp

(3) 質疑に対する回答【令和7年6月27日(金)まで】

- ① 質疑回答書として取りまとめ、質問者等を明らかにせず、南部町ホームページへ掲載する。
- ② 質疑の内容によっては、回答しない場合がある。
- ③ 個別の回答又は回答に対する問合せ若しくは異議申立ては、一切受け付けない。

(4) 参加申請の受付【令和7年7月2日（水）まで】

① 提出書類

- ア 参加申込書（様式2）
- イ 事業者概要調書（様式3）
- ウ 業務実績調書（様式4）（記載した業務の契約書等の写しを添付すること。）
- エ 国税及び県税の滞納がないことの証明

② 提出方法

上記提出書類各1部を持参又は郵送により南部町企画財政課へ提出すること。郵送の場合は、期限内必着とし、配達されたことが証明できる方法（特定記録、書留等）によること。

(5) 参加確認書の送付【令和7年7月4日（金）予定】

参加申込書を受理し、本プロポーザルに参加する資格があると認めた者には、参加確認書を送付する。

(6) 企画提案書の提出【令和7年7月15日（火）まで】

① 提出書類

- ア 企画提案書（町政要覧のコンセプト、紙面の構成案、表紙デザイン案、レイアウト案等を記したもののほか、特記仕様書記載の本業務の目的や基本方針の実現のために有効な技術的・専門的提案などを記載すること。）
- イ 本件業務に係るスケジュールを記したもの
- ウ 本件業務を受託した場合の業務実施体制（責任者、カメラマン、ライター、編集員等の組織図を記したもの。可能であれば、各スタッフの略歴・実績を記入すること。）
- エ 完成品がイメージできるようなサンプル的なもの
- オ 見積書（様式5）
- カ その他（提案者の判断による。）

② 提出方法

- ア 上記提出書類をA4ファイルに綴り、書類ごとに付箋をつけること。
- イ 提出部数は6部とし、持参又は郵送により南部町企画財政課へ提出すること。
- ウ 郵送の場合は、期限内必着とし、配達されたことが証明できる方法（特定記録、書留等）によること。

③ 注意事項

- ア 提出資料は、原則としてA4判（A3判折使い可）とする。
- イ 提出後における書類の訂正、差し替え及び追加は認めない。
- ウ 企画提案は、1参加者につき1提案とする。
- エ 提出書類等は、返却しない。

(7) 選考審査会【令和7年7月23日（水）予定】

- ① 選考審査は、提出された企画提案書による書類審査とし、参加者によるプレゼンテーション又はヒアリングは行わない。
- ② 選考審査は、別記「選考審査要領」により行い、審査で最高点を得た参加者を契約候補者とする。

(8) 審査結果の通知【令和7年7月24日（木）予定】

- ① 審査結果は電子メールにより通知する。
- ② 審査結果に対する問合せは、一切受け付けない。

(9) 契約締結【令和7年7月30日（水）予定】

- ① 審査結果の通知後、速やかに契約候補者と特記仕様書及び南部町財務規則に基づきに契約締結の協議を行う。
- ② 契約候補者が参加資格要件を満たさないとき、又はその他の事由により契約の締結ができないときは、次点の者を契約候補者とし、契約締結の協議を行う。

## 6 その他

- ① 本プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ② 提出された書類は、本件プロポーザルの手続に必要な範囲で複製することができるものとする。
- ③ 参加申請後に企画提案書の提出を辞退しても、これを理由として今後不利益な取扱いを受けることはない。
- ④ 参加者が1者のみであっても、本プロポーザルは実施する。

別記

## 選考審査要領

### 1 目的

この要領は、「企委第 27 号 合併 20 周年記念南部町町政要覧作成業務」の契約候補者を決定するにあたり、参加者から提案された企画書等の審査方法等を定めることを目的とする。

### 2 審査委員

- (1) 委員長は、副町長が務める。
- (2) 委員は、総務課長、企画財政課長、交流推進課長及び商工観光課長とし、課長が出席できない場合は、当該課の次席の職員とする。

### 3 審査方法

- (1) 各審査委員は、別表の評価項目ごとに定められた評価基準及び配点に基づき採点を行う。(採点区分の点数を基準とし、その中間点数による採点も可能とする。)
- (2) 5人の審査員の採点のうち、各参加者の採点で最も高い採点及び最も低い採点をした審査員を除いた3人の採点の合計得点が最も高い参加者を契約候補者とする。
- (3) 最も高い合計得点の参加者が複数いる場合は、委員の協議により契約候補者を決定する。

### 4 失格事項

次のいずれかに該当する参加者は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったと認められる者
- (2) 見積額が委託料上限額を超えている者
- (3) 審査に対し不当な要求を行うなど選考の公平性を損なう行為があった者
- (4) 審査委員に個別に接触した者
- (5) 他者の提案図書を盗用した疑い又は第三者の著作権を侵害する提案をした者
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為を行う等、審査会が失格であると認めた者

## 別表

評価項目		評価基準	配点	採点区分				
				A	B	C	D	E
企画提案書・サンプル	コンセプト	提案内容のコンセプトは、本業務の目的及び基本方針に即しているか。 20周年記念の南部町町政要覧としてふさわしいものか。	20	20	15	10	5	1
	構成レイアウト	読者にとって、分かりやすく読みやすい紙面構成か。 読者の目を引き付けるようなレイアウト、デザイン、編集技術が期待できるか。	20	20	15	10	5	1
	現実性 企画性	提案内容を具体化するにあたっての取材や撮影方法等には、実現性があるか。 南部町の状況をよく理解した上で、技術的・専門的な観点から独創的な提案が加えられているか。	20	20	15	10	5	1
実施体制		本業務を確実に実行するためのスケジュール編成や組織、人員の体制は、十分であるか。 特記仕様書に即した成果品を納入できる能力があるか。	20	20	15	10	5	1
業務実績		過去5年間における業務実績は、十分に評価できるか。 スタッフの経験や実績は、評価できるか。	15	15	12	8	4	1
見積価格		制限価格以下の見積りとなっているか。 企画提案内容と積算内訳は、妥当であるか。	5	5	3	1	失格	
合計			100					

(採点区分)

- A：非常に優れている（見積価格が最低）
- B：優れている（見積価格が上限額未満）
- C：普通である（見積価格が上限額）
- D：不十分である（見積価格が上限額より高い）
- E：全く不十分・問題がある（見積価格が上限額より高い）